

平成26年(く)第24号

申立人 守 大 助

2015年1月14日

求 釈 明 書

仙台高等検察庁 検察官 殿

請求人代理人

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

外

上記申立人に対する殺人、殺人未遂被告事件の確定審における検察官提出証拠について、以下のとおり釈明を求める。

第1 求釈明事項

- 1 確定1審において提出された鑑定書(甲第74、103、129、158、187号証)で報告されている分析では、使用したとするカラムは $\alpha 2500$ となっているが、この点相違ないのか回答されたい。
- 2 同じく上記鑑定書5通では、ベクロニウムをエレクトロスプレーイオン化法によりイオン化すると、 $m/z 258$ のベースピークが検出されるとしているが、現段階でも、前記の分析結果を維持するのか回答されたい。
- 3 検察官は、原審では $m/z 258$ はベクロニウムの分解物の指標イオンであることを認めている。この見解を前提とした場合、確定1審の鑑定書中、甲第74、103号証および第129号証の血液中および尿中に存在する化合物の定量を行っているが、この定量はベクロニウム未変化体を対象としたものか分解物を対象としたものか回答されたい。

第2 求釈明の理由

- 1 カラムの種類に関する求釈明

確定1審の甲第74、103、129、158、187号証には、LC/MS/MSによるベクロニウム分析の分析条件として「カラム： $\alpha 25$

00(長さ15cm、内径2mm、東ソー製」との記載がある。その意味するところは、同鑑定書の分析で使用したのは東ソー株式会社の $\alpha 2500$ というカラムであるとするものであろう。

しかし、現在、東ソー株式会社製の $\alpha 2500$ のサイズは「7.8mm ID $\times$ 30cm」となっており前記鑑定書のサイズとは全く異なっている。したがって、前記鑑定書で使用されたカラムは、 $\alpha 2500$ ではない可能性が高い。

よって、前記鑑定では、実際に $\alpha 2500$ を使用して行われたのか釈明を求める。

## 2 m/z 258のベースピークの件

確定1審の鑑定書5通には「ベクロニウムのエレクトロスプレーイオン化におけるベースピークであるm/z 258」との記載があり、その意味するところは、ベクロニウムをエレクトロスプレーイオン化法でイオン化するとベースピークとしてm/z 258が検出されるとするものである。

しかし、弁護人は、確定審段階からベクロニウムをエレクトロスプレーイオン化法でイオン化した場合にm/z 258が検出されることはなく、ベースピークとしてm/z 258が検出されることはあり得ないと主張していた。

ところで、原審の検察官意見書(1)別添資料14に記載されたベクロニウムの質量分析結果によれば(その分析方法に疑問があることはさておき)、m/z 258が検出されているものの、同イオンがベースピークとなっているのは、資料を調整してから3時間経過後においてのみである。

確定1審に提出の鑑定ではいかなる方法で実施されたのか疑問であり、ベクロニウムをエレクトロスプレーイオン化法でイオン化した場合m/z 258のベースピークが検出されるとする記載に基づく主張を維持するか求釈明する。

## 3 定量対象化合物について

原審の検察官意見書(1)には「m/z 258は、この3OH-ベクロニウムまたは17-OHベクロニウムに由来するイオンである。」との記載があり(16頁)、同イオンがベクロニウムのイオンではないことを認めてい

る。

ところで、確定1審提出の鑑定で行われたとされる血液と尿の定量分析は、MRMによるものであるが、その分析対象イオンは $m/z$  258である。したがって、同鑑定における定量はベクロニウムの未変化体を対象とするものではなく、ベクロニウムの分解物を対象としたものであり、その定量結果も、ベクロニウム分解物の定量結果であると考えられる。

よって、確定1審に提出の鑑定書に記載された血液及び尿中の定量分析の結果は、ベクロニウム分解物を定量したものとなるか、釈明されたい。

以 上



Tosoh: The Chemistry of Innovation

## Gel Permeation Chromatography

In this section



TSKgel α タイプ

- TSKgel α-2500
- TSKgel α-3000
- TSKgel α-4000
- TSKgel α-5000
- TSKgel α-6000
- TSKgel α-M
- TSKgel SuperAW タイプ

TSKgel α タイプ

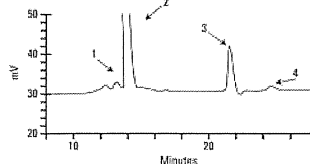
TSKgel α-2500 は、メタクリレートポリマーを基材とした充てん剤の極性有機溶媒系SECカラムです。優れた耐溶媒性と耐久性を備えており、水系から有機溶媒系までの幅広い溶離液で使用することができます。水溶性合成高分子や糖類から一般合成高分子まで幅広い試料に使用することができます。

充てん剤の物性:

基材:	メタクリレートポリマー
粒子径:	7 μm
中心細孔径:	2.5 nm
排除限界分子量:	
PEO・PEG(水)	5,000
ポリスチレン(THF)	10,000

応用例

クレンジングジェル(モデル系)の分離



Column: TSKgel Alpha-2500, 7.8mm x 30cm  
 Sample: cleansing gel; 1. glyceryl monostearate  
 POE (20); 2. glyceryl tri 2-ethylhexanoate;  
 3. glycerin; 4. sorbitol  
 Eluent: methanol  
 Flow Rate: 0.5mL/min  
 Temperature: 40°C  
 Detection: RI

関連資料:

セパレーションレポート No.94 「極性試料用GPC充填カラム TSK-GEL α シリーズについて」

カタログ -- TSKgel/TOYOPEARL総合カタログ PWタイプ

取扱説明書

使用条件および規格 (英文)

分析カラム	品番	品名	粒子径	カラムサイズ	価格(円)
	0018339	TSKgel α-2500	7 μm	7.8 mmI.D. x 30 cm	250,000

出荷溶媒: 水

ガードカラム	品番	品名	カラムサイズ	備考	価格(円)
	0018345	TSKgel guardcolumn α	6.0 mmI.D. x 4 cm	αシリーズ用	53,000

出荷溶媒: 水

関連リンク

[Printer Friendly Version](#)

[サイズ排除メインページ](#)

[よくある質問 - SEC](#)

[東ソーHLCデータベース](#)

TSKgel は、東ソー株式会社の商標です。